

## 委員会規則

(目的)

**第1条** この規則は、一般財団法人今治地域地場産業振興センター（以下「この法人」という。）定款第55条の規定に基づき設置される委員会の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

**第2条** この法人に次の委員会を設置する。

2 委員会の名称及び任務する事項は次表のとおりとする。

名称	任務する事項
運営委員会	この法人が実施する事業について、専門的立場から助言又は建議を行うこと及び事業の実施に協力すること。
新産業創出支援助成事業審査委員会	今治市新産業創出支援助成金の申請事業の審査に関すること。
ビジネス・インキュベーションオフィス入居審査委員会	ビジネス・インキュベーションオフィスへの入居の審査に関すること。

(委員)

**第3条** 委員会の委員は、理事及び学識経験者のうちから、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2 委員会の委員は、各委員会ごとに10名以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、行政機関の職員である委員の任期は、当該職にある間とする。

5 委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。

6 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

7 委員長は、委員会を代表し、委員会の開催、運営等の業務を統括する。

8 副委員長は、委員長に事故あるときその職務を代行する。

9 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(会議の開催)

**第4条** 委員会は、次の場合に開催する。

(1) 委員長が必要と認めたとき。

(2) 理事会から会議の目的となる事項を示し要請があったとき。

(3) 半数以上の委員から要請があったとき。

2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(会議結果)

**第5条** 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した会議結果を作成する。

(報告)

**第6条** 委員長は、会議の結果を一定の期間内に文書を持って理事会に報告するとともに、理事会の要請あるときは、理事会に出席して、その理由を説明しなければならない。

(事務局)

**第7条** 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、この法人の事務局をもって構成する。

(改廃)

**第8条** この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年3月27日理事会決議)